

## 子ども・若者育成支援強調月間 ～知事メッセージ伝達式～

和歌山県では、毎年11月を「子ども・若者育成支援強調月間」と定め、育成支援活動へのご理解、ご協力を仰ぐとともに、市町村をはじめ、関係機関、団体及び地域社会が一体となり、子ども・若者が健やかに成長することを心から願い、日々健全育成に励んでいます。

これに伴い、仁坂吉伸和歌山県知事より「令和3年度（2021年度）子ども・若者育成支援強調月間」に関する知事メッセージを頂き、和歌山県青少年育成県民運動推進委員の野田義文さん（=写真右から2番目）、星田仁志さん（=写真左）によって中山正隆町長に伝達されました。



和歌山県青少年育成県民運動推進委員の皆さまと中山町長

### 申請はお済みですか？

## 子育て世帯生活支援特別給付金 （その他世帯分）



新型コロナウイルス感染症の流行が長期化している中、低所得の子育て世帯に対して生活の支援を行うため、対象となる方に対して給付金が支給されます。

※既に給付金の支給を受けられた方は、対象となったお子さまについては申請できません。新たに生まれたお子さまについては、申請不要で給付金を受け取ることができます。

※ひとり親世帯分の給付金の支給を受けられた方は、対象外です。

●給付額／児童1人あたり一律5万円

●対象児童／令和3年（2021年）3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当受給児は20歳未満）

※令和4年（2022年）2月末までに生まれた新生児も対象

#### ●支給対象者

①対象児童を養育しており、令和3年度（2021年度）の住民税均等割が非課税である方 → 申請必要

②新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、令和3年（2021年）1月1日以降に住民税非課税相当の収入になった方 → 申請必要

※支給要件に該当するか審査を行います。

※扶養人数により非課税相当限度額が変わります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

※令和3年（2021年）4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年度（2021年度）住民税非課税の方は申請不要で、既に支給済みです。

#### 個人住民税均等割の非課税相当限度額表

世帯人数	非課税限度額 （所得）	非課税相当限度額 （収入）
2	82万8,000円	137万8,000円
3	110万8,000円	168万円
4	138万8,000円	209万7,000円
5	166万8,000円	249万7,000円
6	194万8,000円	289万7,000円
7	222万8,000円	329万7,000円

### 申請期間

令和4年（2022年）  
2月28日（月）まで

申問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）